

Press Release

令和3年11月30日

- 富士労働基準監督署
- 富士労働基準協会
- 建設業労働災害防止協会
静岡県支部富士分会
- 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
静岡県支部富士分会
- 富士製紙災害防止協議会

照会先

富士労働基準監督署

安全衛生課長 ^{しび} 紫尾 雄岳

Tel.0545-51-2255

令和3年度年末年始無災害運動の実施について

～労災死亡事故多発警戒中～

富士労働基準監督署管内では、11月30日現在において、労働災害により6人もの尊い命が失われ、前年同期に比べ4人の大幅な増加となっている。このため、本年9月13日に、富士労働基準監督署は管内の関係団体に対して、労働災害防止対策の徹底について緊急の要請を行い、現在も「労災死亡事故多発警戒中」として指導を強化している。

死亡災害の内容は、機械によるはさまれ・巻き込まれが3人、高所からの墜落・転落が2人、熱中症が1人となっており、典型的な労働災害が続発している。

一方、休業4日以上労働災害は、10月末日時点で395人、前年同期に比べ、7人、1.8%増加しており、事故の内容としては、転倒災害が80人、20.3%を占め、最も多くなっている。また、フォークリフトによる災害は14人で、前年同期に比べ4人、44.4%の増加となっている。

このような状況のなか、年末年始は労働災害が多発する傾向にあることから、富士労働基準監督署（署長小崎浩孝）、富士労働基準協会、建設業労働災害防止協会静岡県支部富士分会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会静岡県支部富士分会、富士製紙災害防止協議会は連携し、年末年始を無事故で過ごし、明るい新年をスタートできるように、「はさまれ・巻き込まれ」、「墜落・転落」、「転倒」の災害防止を重点に、令和3年12月1日から令和4年1月15日までの期間、「令和3年度静岡年末年始無災害運動」を展開する。

- 添付資料
- 1 令和3年度静岡年末年始無災害運動実施要領（付 啓発用チラシ）
 - 2 「労災死亡事故多発警戒中」
 - 3 「死傷病報告受理状況（10月末日速報）」

令和3年度 静岡年末年始無災害運動実施要領

1 趣旨

令和3年度静岡年末年始無災害運動は、年末年始を無事故で過ごし、誰もが明るい新年をスタートできるように、慌ただしい時期だからこそ基本的観点に立ち返り、災害防止対策を推進していくことを目的としている。

静岡県内では労働災害により令和3年10月末現在で18人もの尊い命が失われている。特に機械等にはさまれ、巻き込まれ死亡した労働者が7人（前年同時期2人）、墜落、転落して死亡した労働者が5人（前年同時期1人）と、これらの死亡災害が前年同時期に比べ著しく増加している。また、昨年度の同運動期間中には3人の労働者が死亡しており、本年度はより一層の取り組みを行う必要がある。

休業4日以上之死傷者数は10月末現在で3,375人と前年同期に比べ220人（6.9%）増加している。転倒災害は年々増加する傾向にあり、10月末現在の死傷者数は763人と全死傷者数の22%を占め、前年同時期に比べ14人（1.8%）増加している。

このような状況の中、「はさまれ・巻き込まれ」、「墜落・転落」、「転倒」の災害防止を重点実施事項とし、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら以下の基本的観点に立ち「令和3年度静岡年末年始無災害運動」を県下一斉に展開することとする。

2 基本的観点

- いかなる時代にあろうとも、「労働災害は本来あってはならないもの」であり、労働災害防止は企業の社会的責任であること。
- 「安全最優先」の思想は先人の尊い犠牲によるものであり、「安全のルール」はその貴重な教訓であること。
- 一人の不安全行動は、他の人の不安全行動を招き、多数の災害を誘発するおそれがあること。
- 無事故の帰宅は、本人を取り巻くすべての人の当然かつ切なる願いであること。

3 スローガン

『 広げよう感染防止とゼロ災害 みんな笑顔の年末年始 』

4 実施期間

令和3年12月1日から令和4年1月15日

5 主唱者

静岡労働局、管下各労働基準監督署、（公社）静岡県労働基準協会連合会、県下各労働基準協会、建設業労働災害防止協会静岡県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会静岡県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会静岡県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部清水支部、（一社）日本ボイラ協会静岡支部、（一社）日本クレーン協会静岡支部、（公社）建設荷役車両安全技術協会静岡県支部、

(独) 労働者健康安全機構 静岡産業保健総合支援センター、(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 静岡支部

6 事業場が実施する重点実施事項

- (1) はさまれ・巻き込まれ等災害防止のための機械設備等の総点検と整備
- (2) 墜落・転落危険箇所の把握と防止措置の徹底
- (3) 「STOP! 転倒災害プロジェクト」及び「静岡労働局ぬかづけ運動」に基づく転倒災害の防止
- (4) 職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施

7 事業場が実施する共通対策

- (1) 経営トップの参加の下に、職場の安全パトロールを実施する等、職場内における安全衛生活動の総点検の実施
- (2) 4 S (整理・整頓・清掃・清潔) 活動の徹底
- (3) 非定常作業(機械設備等の清掃・点検・補修など)における作業方法の確認と災害防止措置の徹底
- (4) 年末の交通安全県民運動(12月15日～12月31日)の推進、交通労働災害防止ガイドラインに基づく対策の推進
- (5) 「静岡年末年始無災害運動」ポスター等の職場ごとでの掲示

8 各労働災害防止団体等が実施する事項

- (1) 会員事業場に対する本運動の趣旨の周知徹底
- (2) 安全パトロールの実施等、会員事業場の自主的な安全活動の支援
- (3) 「静岡年末年始無災害運動」ポスター及び各団体等が独自に作成する資料等の配付

9 静岡労働局が実施する事項

- (1) 新聞等の報道機関、機関紙、ホームページなどを通じての広報
- (2) 県市町、労働災害防止団体、事業者団体等への会員事業場における年末年始無災害運動の取組についての依頼
- (3) 労働局長等による安全パトロールの実施
- (4) 「静岡年末年始無災害運動」ポスターの労働災害防止団体等と連携しての各事業場での掲示依頼

10 各労働基準監督署が実施する事項

- (1) 労働災害防止団体の分会、労働災害防止協議会及び事業者団体等に対する本運動の実施要請
- (2) 署幹部による安全パトロール等の実施
- (3) 「静岡年末年始無災害運動」ポスターの集団指導、会合等の機会における配付
- (4) 労働災害多発業種及び事業場等に対して、災害の実態に応じた監督指導等の実施

令和3年度

静岡年末年始無災害運動

運動期間/令和3年12月1日～令和4年1月15日

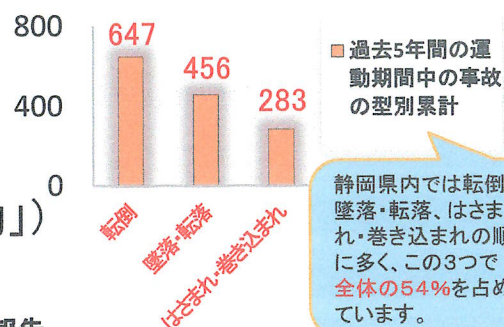
広げよう感染防止とゼロ災害 みんな笑顔の年末年始

『令和3年度スローガン 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 静岡県支部（大甲自動車工業株式会社）大石 俊 さん』

△重点実施項目▽

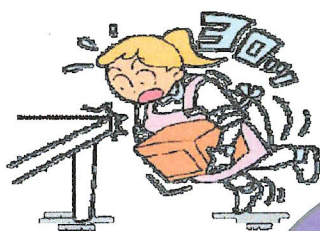
- ☆はさまれ・巻き込まれ災害の防止
- ☆墜落・転落災害の防止
- ☆転倒災害の防止（「静岡労働局 んかづけ運動」）
- ☆職場における新型コロナウイルス感染症対策

※令和3年10月末現在の新型コロナウイルス感染症に伴う労働者死傷病報告（様式第23号）の受理件数は148件



▽共通対策△

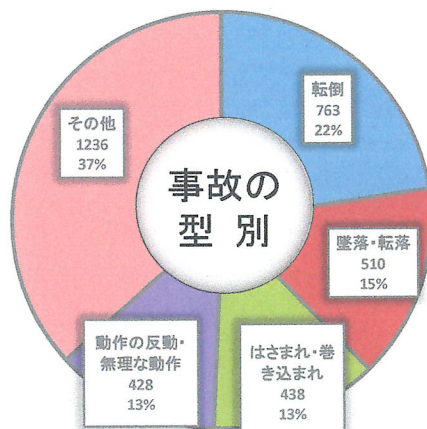
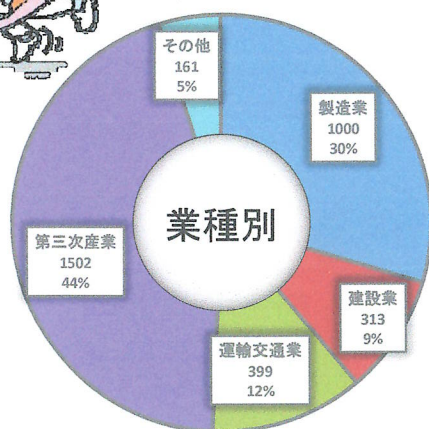
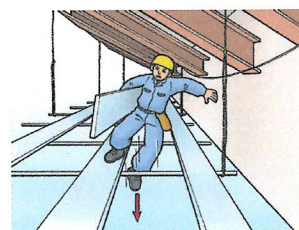
- (1) 経営首脳、安全管理者、安全衛生推進者等の職場巡視による総点検
- (2) 4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底
- (3) 非定常作業における作業方法の確認と災害防止措置の徹底
- (4) 交通労働災害防止の徹底
- (5) 「静岡年末年始無災害運動」ポスター等の掲示



令和3年1月～10月の状況

死傷者数 3,375人

（前年同期 3,155人）



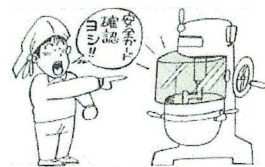
<主唱者>

静岡労働局、労働基準監督署、(公社)静岡県労働基準協会連合会、県内各労働基準協会、建設業労働災害防止協会 静岡県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会 静岡県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会 静岡県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会 東海総支部清水支部、(一社)日本ボイラ協会 静岡支部、(一社)日本クレーン協会 静岡支部、(公社)建設荷役車両安全技術協会 静岡県支部、(独)労働者健康安全機構 静岡産業保健総合支援センター、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 静岡支部

年末年始は無災害に向けて以下の取組を行いましょう！

はさまれ・巻き込まれ災害を防止しましょう！

- 危険な部分には、安全ガード（覆い、蓋、囲いなど）、安全装置などを設けましょう。
- 機械の清掃時、異物を取り除く時、調整時などでは、必ず機械を停止させてから行いましょう。
- 非定常時の作業などでは、作業開始前に作業の手順をしっかりと確認し、機械の運転再開時は合図を定めるなど、作業者間の調整を事前に行いましょう。
- フォークリフトによる作業などでは、接触する危険のおそれがある場所への労働者の立入を禁止しましょう。



墜落・転落災害を防止しましょう！

- はしご、踏み台、脚立は、正しい方法で使用しましょう。
- 高所の床の端には、周囲に手すりや柵を設けましょう。
- トラック荷台等の荷役作業時には、保護帽（墜落時保護用（型式検定合格品））を着用し、あご紐も確実に締めましょう。
- 高所での作業は、保護帽及び墜落制止用器具を使用しましょう。



転倒災害を防ぎましょう！

詳しくは、静岡労働局ホームページをご覧ください

「静岡労働局 めかづけ運動」⇒

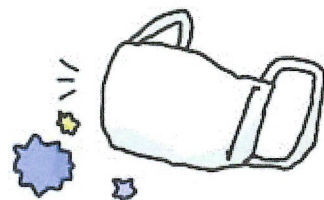


- **ぬ**れた場所等：床面の水、汚れ（油、粉など）等を取り除き、床の凹凸や段差などはなくしましょう。
- **かい**だん：滑り止めの設置を行い、通行する場合は手すりを利用しましょう。
- **かたづけ**：物の置き場所を定め、歩行場所には物を放置しないようにしましょう。
- 作業に適応した、滑りにくく、安定した履物を着用しましょう。
- 転倒危険場所には、注意喚起のステッカーなどを貼りましょう。（見える化）
- 高齢労働者に配慮した作業環境を整えましょう。
- 転倒予防体操など、転倒しにくい身体作りをしましょう。



職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、次に示す～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- テレワーク・時差出勤等を推進しましょう。
- 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作りましょう。
- 職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行いましょう。
- 休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行いましょう。
- 手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行いましょう。



労災死亡事故多発警戒中

2月1日から9月9日までの間に6人が死亡

令和2年の労災死亡事故は2件だったところ、令和3年に入って既に6件の労災死亡事故が発生しています。

死亡災害は当然ながら、全ての労働災害の発生抑止に万全を期してください。

発生日	業種	発 生 状 況
2月1日	一般機械器具製造業	製造ラインにおいて、搬出コンベヤーのトレイが詰まるエラーが発生した。被災者は、機械を再起動した後で点検扉を開け、トレイを手で押し詰まりを解消したところ、機械が動き、当該機械に胸部を挟まれ窒息死した。
6月30日	パルプ・紙・紙加工品製造業	被災者は、巻取済のロールを搬出させるため搬出用の機械を作動させ、溝に溜まった紙を切る際に生じた紙粉の清掃を搬出機械の可動範囲にて行ったため、搬出機械と通路の手すりとの間に頭部を挟まれ死亡した。
8月18日	建築工事業	小学校北校舎屋上の高さ4mの貯水塔で、貯水槽の配管保温材や架台の撤去作業を行っていたところ、被災者が貯水塔から校舎屋上に転落して死亡した。
8月27日	建築工事業	被災者は、朝8時15分から、屋外作業に従事していた。11時20分から休憩し、11時55分からは、差し筋に付着したコンクリートをブラシで清掃する作業を開始した。13時55分頃、被災者が地上からの高さ約2mの位置にあったベース基礎の横に倒れていたため救急搬送されたが、熱中症のため搬送先の病院で死亡した。
9月4日	食料品製造業	被災者は、脚立（高さ1.3メートル、踏み面0.4m×1.2m）を使用して製品確認を行っていたが、事業場内を巡視していた管理者が、脚立から転落して倒れている被災者を発見した。被災者は、救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
9月9日	パルプ・紙・紙加工品製造業	被災者は、紙製の紙管を製造する機械の紙切れの解消のため、機械を停止せず、供給側の原紙に紙テープを貼り、回転中の紙管に貼り付けようとしたところ、紙管を回転させるベルトに巻き込まれて死亡した。

労働災害を防止するために

- ☆ 企業内の安全管理体制を見直し、法令遵守は当然のこと、必要な安全衛生対策が講じられているか、再確認してください。
- ☆ 5Sなどの安全の基本、法令の内容、企業内ルールなど、安全衛生に対する教育を再度労働者に対して実施してください。
- ☆ 機械の調整、掃除等を行う場合は、機械を停止してから行うことを徹底してください

令和3年10月分 死傷病報告受理状況

2021年10月31日現在

号別	業 種	10月	年累計		前年比
			3年	2年	
1	食 料 品	3 ①	27	31	-4
	織 維				
	衣 服				
	木 材 ・ 木 製 品	1	1	3	-2
	家 具 装 備 品			2	-2
	パルプ・紙・紙加工品	① 8 ②	45	51	-6
	(内 パルプ・紙)	3 ①	22	28	-6
	印 刷 ・ 製 本		1	1	
	化 学		5	13	-8
	窯 業 ・ 土 石			5	-5
	鉄 鋼		1		1
	非 鉄 金 属		2		2
	金 属	2	19	23	-4
	一 般 機 械	2 ①	13	6	7
	電 気 機 械		2	3	-1
	輸 送 用 機 械	1	12	6	6
	電 気 ガ ス 水 道			1	-1
	そ の 他 の 製 造 業	1	8	6	2
小 計		① 18 ④	136	151	-15
2	鉱 業				

木 工 機 械 に よ る 災 害		10月	年累計		前年比
			3年	2年	
丸のこ盤	製造業		1		1
	建設業		2		2
	その他				
帯のこ盤	製造業				
	建設業				
	その他				
かんな盤	製造業				
	建設業				
	その他				
その他	製造業			1	-1
	建設業		1		1
	その他			3	-3
合 計	製造業		1	1	
	建設業		3		3
	その他			3	-3

フォークリフト災害	10月	年累計		前年比
		3年	2年	
製 造 業	1	4	4	
運 輸 業	1	4	2	2
そ の 他 の 業 種		5	① 3	2
合 計	2	13	① 9	4

号別	業 種	10月	年累計		前年比
			3年	2年	
3	土 木 工 事	1	9	7	2
	建 築 工 事		② 13	14	-1
	木 造 建 築 工 事	1	7	9	-2
	そ の 他 建 設 工 事		11	9	2
	小 計	2 ②	40	39	1
4	鉄 道				
	道 路 旅 客		1	3	-2
	道 路 貨 物	5	62	54	8
	小 計	5	63	57	6
5	陸上貨物取扱い		5	2	3
	港 湾 運 送		1	1	
	小 計		6	3	3
6	農 業		5		5
	林 業		1	5	-4
	小 計		6	5	1
7	水 産 ・ 畜 産		5	3	2
8	卸 売 業	1	11 ①	9	2
	小 売 業	6	45	36	9
	社 会 福 祉 施 設	3	21	24	-3
	飲 食 店	2	14	13	1
	ビ・ルメンテナス		3	4	-1
17	旅館等宿泊事業	1	3	1	2
	ゴ ル フ 場		3	5	-2
	清 掃 ・ と 畜 事 業	2	11	5	6
※	そ の 他 の 事 業 等	3	28	33	-5
	派遣業（件数外）	4 ①	24	28	-4
小 計		18	139 ①	130	9
総 合 計		① 43 ⑥	395 ①	388	7

プレス機械 による災害	10月	年累計		前年比
		3年	2年	
金属属		1		1
一般機械			2	-2
電気機械				
輸送用機械		1		1
その他の業種				
合計		2	2	

○内の数字は死亡件数で内数

※その他の事業等とは
 8. 3 理美容業 8. 4 その他の商業 9 金融・広告業 10 映画・演劇業 11 通信業
 12 教育・研究業 13. 1 医療保健業 13. 3 その他の保健衛生業 14. 3
 その他の接客娯楽業のうち 14. 3. 1 のゴルフ場以外 16 官公署 17. 2 その他の事業をいう。